

学校いじめ防止基本方針

藤岡市立藤岡第二小学校

1 いじめ防止等の基本的な考え方

すべての児童が安心して学校生活を送ることができるようにするために、いじめ防止対策推進法、群馬県いじめ防止基本方針、藤岡市いじめ防止基本方針を受けて、本校ではいじめに対する認識を共有し、学校教育全体を通じて組織的・計画的な取組を行っていきます。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童が一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているものを言います。

(2) いじめ防止等の対策の基本理念

いじめは人権を侵害する決して許されない行為であり、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるという認識のもと、藤岡市いじめ撲滅宣言「いじめをしない、させない、許さない」(平成20年2月策定)を、児童とともに教職員が一体となって具現化していきます。

(3) いじめ防止にかかわる本校の課題

人間は心の強さや気高さをもつ反面、弱さや醜さを合わせ持っています。ましてや成長過程にある児童たちが、自我のぶつかり合いや人間関係の摩擦、思慮不足等から、自己中心的な言動をとってしまうことがあるのは無理からぬことです。本校は約700名の児童が在籍しており、その数に比例して児童同士のトラブルも少ないとは言えません。また、いじめの芽となりかねないような軽はずみな言動もときに見受けられます。しかし、児童は日常のいろいろな経験を通して、日々、人間的な成長を果たしていきます。大事なことは、いじめの問題を児童自身が他人ごとではなく自分たちの問題として真剣に受け止め、望ましい人間関係を積極的に築いていくとともに、相手の身になって考え、善悪を冷静に判断し、誰に対しても温かく接していく態度を養っていくことであると考えます。

また、本校には、年齢相応の基本的な生活習慣やコミュニケーション力が伴わず、学校生活にうまく適応できなかつたり、情緒的な不安定さから特異な言動をとってしまったりする児童が少なからずいます。児童一人一人が互いに相手の個性を理解し合い、認め合い、寛容し合う態度を養うことも大切であると考えます。

(4) いじめ防止等のための組織

いじめの防止等(防止、早期発見、対処)の対策を推進する中核として、「いじめ防止推進委員会」を設置します。

構成メンバーは、管理職・教務主任・生徒指導主事(=主担当)・教育相談主任・養護教諭・スクールカウンセラーとします。また、必要に応じて、学級担任や学年主任、児童会担当、校医等が加わります。

○ 組織の役割

- ・ 定例会議を月1回開催し、いじめ防止に関する研修や「いじめ防止活動年間計画」に基づく実施と評価、「基本方針」や計画等の改善を行います。
- ・ いじめ相談・通報の窓口になり、家庭・地域への周知を図ります。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等の情報を収集します。

- ・ いじめの疑いがあったときには、緊急会議を開き、情報の迅速な共有や関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に行います。
- ・ 本人がいじめを否定したり、周囲がいじめと認識していなかったりする場合も、いじめにつながる行為に対して適切に対応します。

(5) いじめ防止に関する年間計画(1)(2)

(別紙による)

2 いじめ防止等のための取組

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者や加害者になりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。

① 居場所づくり

児童のために、「安心感」、「自己存在感」、「満足感」を持たせることができる場所や機会を準備し、いじめが起こりにくい土壌をつくります。

○ 学習指導の充実

* わかる授業づくり

- ・ ICT 機器、視覚教材等を活用したわかりやすい授業づくりを継続し、説明したり考えを伝えたりする場面や機会を多く設けます。
- ・ 4・5・6年を対象にした算数の少人数指導や、5・6年を対象にした理科の専科指導を行うなどし、きめ細かで専門性の高い指導を行います。
- ・ 基本的な学習態度（授業準備、学習ルール、発言、姿勢、鉛筆の持ち方、家庭学習等）を定着させ、授業への真摯な構えを持たせます。
- ・ 「ステップアップの時間」に取り組む補充内容（漢字・計算ドリルやプリント、音読等）を学年で統一し、年間を通して計画的に実践します。また、基礎の習得状況をこまめにチェックして徹底を図ります。
- ・ 目標や願いを持つ、計画的に取り組む、繰り返し学習する、競う（個人内達成度や成長、時間を競う）、習得を確認する、高め合うなど、効率的な成果が期待される取組を工夫します。

* 信頼関係のある授業づくり

- ・ 間違いを恐れず、嘲笑しない、わからないことは質問する、私語を慎むなど、真摯な心構えを持たせ、学級になごやかさを醸成します。
- ・ 児童が学習の理解に困り感を持っているときや、発表に自信が持てないとき、頑張ろうとしているときなどに、励ましたり頑張りを後押ししたりする温かい雰囲気をつくります。
- ・ 児童はそれぞれその子なりのよさを持っていることに気付かせます。
- ・ 児童がお互いのよい考えや気付き、取組を認め合えるような場や機会を設けます。

○ 環境づくり

- ・ 学級の児童の思いや願いを反映させ、みんなで前向きに頑張っていこうとする意欲が持てるような学級目標や個人目標を持たせます。
- ・ 児童が授業に集中できる教室環境とするために、教室の前面の掲示物は必要最小限にします。
- ・ 学級の係や当番活動等において、一人一人の児童が学級の一員であるという所属感が持てるような掲示を工夫します。
- ・ 藤岡市いじめ撲滅宣言「いじめをしない、させない、許さない」や児童会作成のスローガンやポスター、人権標語等を校内に掲示します。
- ・ 学校教育及び社会体育等における児童の表彰を朝礼で紹介します。

○ 人権教育の充実

- ・ 人権教育の全体計画や年間指導計画を踏まえて、授業や学校行事等と人権教育との関連を図りながら計画的な指導を行います。
- ・ 児童の人権意識を高めるために、講話、思いやりや友情などに関する道徳の授業、ビデオ視聴、集会活動などによる集中学習を行います。
- ・ 授業中や給食、清掃、休み時間など学校で過ごす全ての場面において、児童が互いによさを認め合えるよう、励ましたり諭したり臨機の指導に努めます。
- ・ 教師自身の人権感覚を高め、不用意な言動で児童の心を傷つけるようなことがないようにします。

○ 道徳教育の充実

- ・ 学校の教育活動全体を通して、児童の道徳性を育みます。
- ・ 道徳の時間では、規範意識や友情、思いやり、寛容、誠実、公正公平、親切、勇気など、いじめの未然防止に関連した様々な道徳的価値について、児童がじっくりと考えを深められるようにします。
- ・ 授業の中で自己を振り返り、生き方についての考えを深めさせ、道徳的な実践力を育てます。

② 絆づくり

児童が主体的に行う活動を通して、他の人から認められている、他の人の役に立っているという「自己有用感」を高め、人とかかわることを喜びと感じる場や機会をつくり、いじめに向かわない児童を育てます。

○ 学級活動

- ・ 学級でいじめの未然防止や解決の方法などについて話し合い、学級全体としての取組を決めたり、児童個人の取組を決めたりして、いじめ防止に努めさせます。
- ・ いじめにつながるような学級の問題を、児童が自分たちの問題として真剣に解決していこうとする自発的・自治的な能力を育てます。

○ 児童会活動

- ・ アンケート結果などをふまえていじめの問題を主体的に話し合い、児童集会で寸劇や工夫した呼びかけなどを通して全校児童に啓発します。
- ・ 高学年の児童が中心となって異学年（1～6年）で一緒に遊ぶ計画を立て、主体的に交流する「なかよし集会」を行います。また、縦割り清掃やかかるた大会などを行い、よりよい人間関係をつくります。

- ・ 「ぐんまの子どもいじめ防止宣言」や「藤岡市いじめ解決に向けた子ども会議」などを受けて、児童会主体のいじめ防止スローガンをつくったり、あいさつ運動を行ったりします。

○ クラブ活動

- ・ 異学年集団による自発的、自治的な活動を通して、リーダーシップやメンバーシップを意識させたり、役割分担の必要性に気付かせたりして、異学年の児童ともよりよい人間関係を築くことができますようにします。

○ 学校行事

- ・ 運動会や修学旅行、社会科見学、音楽発表会などの集団活動を通して、互いを思いやり、協力し合い、高め合う人間関係をつくります。
- ・ 学校の諸行事を通して、児童が自己有用感や達成感、成就感を持てるようにし、いじめに向かわない児童を育てます。

③ 学校・家庭・地域等の体制づくり

家庭・地域・関係機関の理解と協力を得て、児童の健全育成に取り組む体制をつくりま

す。

○ 学校体制の充実

- ・ 児童に校内では必ず名札を付けさせ、全教職員で日頃から児童の学校生活の様子に目を配り、よい行動を積極的に認めたり、気がかりな児童に声をかけたりします。
- ・ 悩みや不安を抱える児童に共感的にかかわり、児童の内面的な力を高めるような助言や支援を行います。
- ・ 児童の家庭環境や友人関係、生活の様子などの情報を教職員で共有し、組織的な指導、支援ができるようにします。
- ・ 個人や集団のよい取組や努力などを教職員間で情報交換し、積極的に賞賛していきます。

○ 学校を越えた連携

- ・ 幼稚園、保育園や中学校と連携を密にし、児童の生活全般や家庭環境、生育歴等の情報交換を行い、入学や進学がスムーズに行われるようにします。
- ・ 中学校区の児童生徒が集まる「こども会議」に児童会代表が参加し、会議や交流を行います。

○ 家庭・地域との連携

- ・ 児童の夏休みの過ごし方や家庭状況などの変化を把握し、いじめの未然防止や早期発見に役立てます。
- ・ 保護者や地域の方々にもいじめ防止等の取組について理解してもらえよう、保護者会や学校通信、Web ページ等で周知を図ります。
- ・ 地域の方がいじめにつながるような問題行動を学校に伝えることができるように、日頃から挨拶を心がけるとともに、登下校時の安全パトロールに携わる区長さんやボランティアの方々とのつながりを大切にします。
- ・ 警察等の関係機関とは、何か問題が起きてから連絡するのではなく、交通安全や万引き防止教室など未然防止の視点から連携を図っておきます。

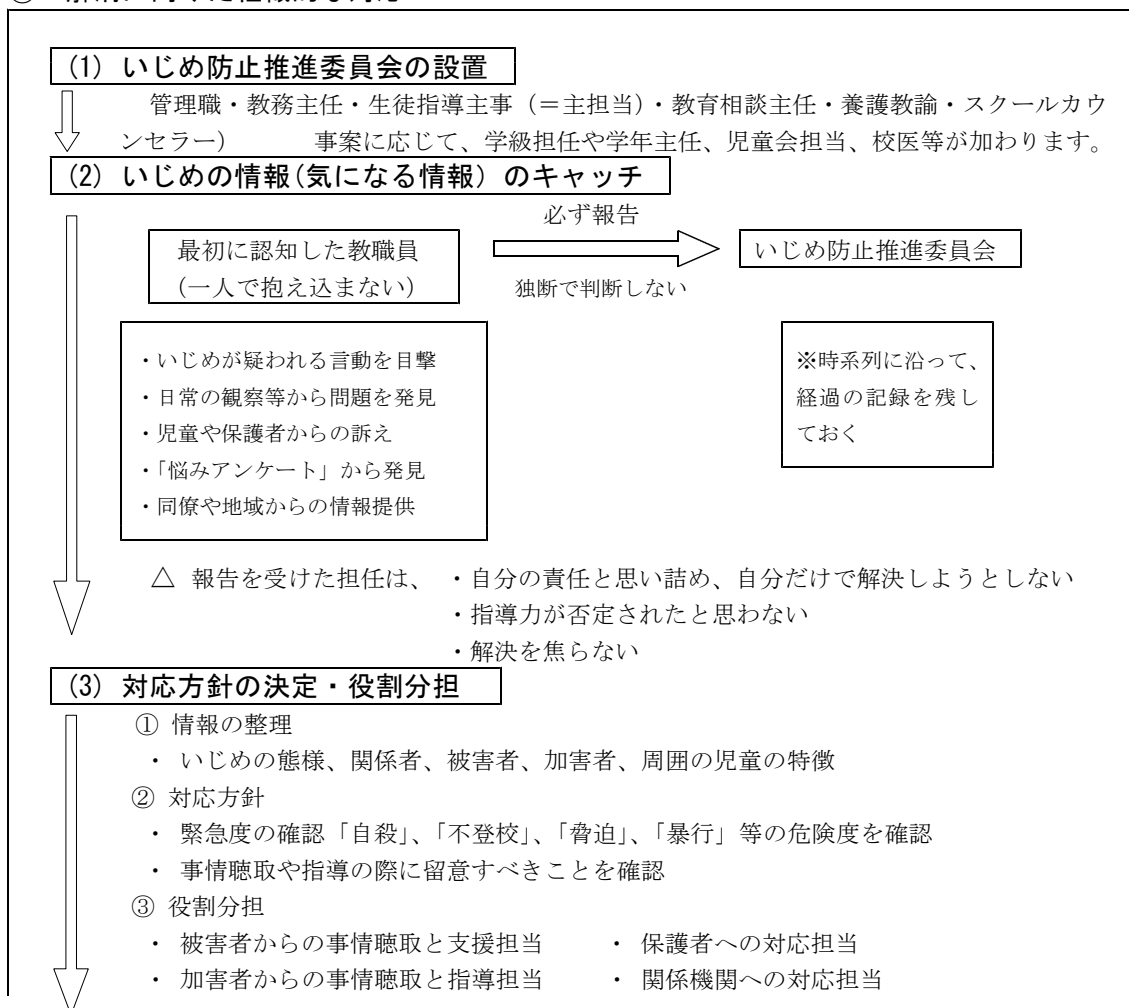
(2) いじめの早期発見

○ いじめを発見する手だて

- ・ 連絡帳や担任による日常の観察
連絡帳により保護者とこまめに連絡を取り合ったり、休み時間や昼休み、放課後などで接する機会に、気になる様子がないか目を配ります。
- ・ 複数の教員による観察
多くの教職員が様々な教育活動を通して児童にかかわることにより、問題を発見する機会を多くします。また、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を多く行い、いじめの発見を容易にします。
- ・ アンケート調査
「いじめに関するアンケート調査」を毎月実施し、いじめ防止推進委員会で結果を確認、分析します。
- ・ 教育相談を通じた把握
担任が学校生活のちょっとした時間に児童と面談したり、スクールカウンセラーが希望のある児童と面談をしたりします。
- ・ 学級内の人間関係の客観的な把握
「C&S 調査」(学級満足度調査)を6月と11月に行い、学級の雰囲気や自己肯定感の変化を客観的に把握し、児童への意図的な指導や学級経営に生かします。

(3) いじめの早期解消

① 解消に向けた組織的な対応



- ・ 周囲の児童と全体への指導担当

(4) 事実の究明と支援・指導

① 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている児童や、周囲の児童からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その児童が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではないこと>

- △ いじめられている児童といじめている児童に同じ場所で事情を聴くこと。
- △ 注意、叱責、説教だけで終わること。
- △ 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- △ ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- △ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

(5) いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導

① 被害者への支援

- いじめは許されないことや今後の指導の仕方を伝える。
- いじめている児童との今後のかかわり方を具体的に教える。
- 自己肯定感を失わないようによさを認め、励ます。

② 加害者への指導

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- いじめは許されないことをわからせ、責任転嫁をさせない。
- 行為や心情を振り返らせ、今後の行動の取り方を考えさせる。

③ 周囲の児童への指導

- はやし立てていた者や傍観者に、問題の重大性を受け止めさせる。
- はやし立てていた者や傍観者の態度を被害者がどう感じていたかを考えさせる。
- これからどう行動したらよいかを考えさせる。

(6) 保護者との連携

① 被害側

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問をし、把握した事実を正確に伝える。
- 児童を守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 対応経過をこまめに伝え、協力を得る。

② 加害側

- 事情聴取後、児童を送り届けながら家庭訪問をして事実を伝え、その場で本人に事実確認をする。
- 相手の児童の状況も伝え、問題の重大性を認識させる。
- 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

② ネット上のいじめへの対応

インターネットの危険性を踏まえ、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童の情報モラルの向上に努めます。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込み

や画像の削除など、迅速な対応を行うとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて、警察その他の専門機関と連携して対応します。

＊ 保護者による指導・監督について

インターネットの危険性を認識した上で、保護者の責任の下に、危険なアクセスの制限、適切な利用の仕方の指導、利用状況についての監督等をお願いする。

＊ ケータイ・スマホ等が関係したいじめ（例）

- ・ ゲーム機等からの悪口の投稿。
- ・ ネット上への人権を侵害する動画の投稿。
- ・ アプリソフトを使つてのグループ内の仲間はずれ。
- ・ 悪口のメール。

＊ 情報モラル教育の推進

学校では、道徳の時間や情報モラル講習会等を通して、児童が情報を正しく活用していけるよう、的確な判断ができる力を身に付けさせていきます。

3 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、関係する児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、ときには事実に基づかない風評等が流れる場合もあります。学校は迅速かつ適切な方法で、児童や保護者の心のケアを行うとともに、落ち着いた学校生活を取り戻すため、予断のない一貫した情報発信と個人のプライバシーの配慮に努めます。

(1) 重大事態とは

① いじめにより被害児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事案

児童が自殺を図った、身体に重大な傷害を負った、金銭の強要や器物損壊などを負った、精神性の疾患を発症したなどの場合です。

② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席した事案

相当の期間とは年間30日を目安としますが、児童が6日以上連続して欠席しているような場合、迅速に調査します。

③ その他のいじめ事案

いじめの被害児童または保護者が、精神的被害が重大であると申し立てている事案についても同様に調査します。

(2) いじめ防止対策推進法に基づく対応

○ 法第28条に基づく調査

学校は、その事案が重大事態であると判断したとき、同種の事態の発生を防止するため、「いじめ防止推進委員会」が主体となって、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係（要因、時期、行為者、態様、背景事情、人間関係、問題点、学校の対応状況など）を明確にするための調査を行い、いじめを受けた児童及びその保護者に情報を提供するとともに、藤岡市教育委員会に報告します。

(3) 教育委員会への報告と関係機関との連携

学校は、重大事態の発生を教育委員会に速やかに報告し、教育委員会と一体となって対応します。

- ・ いじめの原因の一つとして児童の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報します。
- ・ 児童に精神疾患等が認められる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談します。

- ・ 児童の行為が暴行や金銭の強要など犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、被害児童を守るとともに、被害の拡大を防止するため速やかに警察に相談・通報します。
- ・ 児童の指導を継続的に行っても改善が見られず、他の児童の学習の妨げになる場合には、教育委員会との連携のもと、必要な懲戒（校長による厳重注意、出席停止等）を行います。
- ・ 自殺事案が発生した場合には、群馬県こころの健康センターに「こころの緊急支援チーム」の派遣を要請します。

(4) 保護者・地域との連携

① いじめ対策緊急保護者会の開催

学校は、憶測や噂などの誤った情報で事態が混乱することを防止するため、教育委員会との連携協力のもと、いじめ対策緊急保護者会などを開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明します。

② P T Aとの連携

P T A役員等が被害及び加害児童の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあります。学校はP T A役員等に情報提供するなど、積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼します。

③ 民生委員・児童委員等との連携

重大事態においては、間断なく児童を見守る必要があります。学校は、民生委員・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での見守り、巡回などを依頼します。